

## 秋田市中心企業融資あっせん制度に係る利子補給に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、秋田市中心企業融資あっせん制度要綱第12条第2項に定める利子補給に関する事務取扱その他の実施細目について定めるものとする。

### (事前協議)

第2条 融資あっせんを申請しようとする者又は融資あっせん申請に関して委任を受けた取扱金融機関（以下「取扱金融機関等」という。）は、利子補給金新規申請協議書（様式一利第1号）を提出し、事前協議を行うものとする。

### (融資あっせん)

第3条 融資あっせんに係る審査の結果、適正であると認めるときは、申請者および取扱金融機関ならびに協会に対して、融資あっせん決定の通知を行うものとする。

2 協会は、保証を承諾した場合には、対象となる設備を購入し、又は工事が完成する時期にかかわらず、信用保証書を発行することができるものとする。

### (完成届)

第4条 利子補給対象となる融資あっせんを受けた者のうち、資金用途を設備資金にしている者は、対象となる設備（建築工事等）が完成したときには、完成届（様式一利第2号）に完成写真等を添付して、30日以内に提出しなければならない。

### (事業完了届)

第5条 産業活力創造資金（新商品等開発資金枠）または産業活力創造資金（農商工連携促進資金枠）の販路開拓費（以下「販路開拓費」という。）の融資あっせんを受けた者は、計画に係る事業が完了したときは、事業完了届（様式一利第3号）に領収書等支払いを証する書類を添付して、取扱金融機関を通じて市長に提出しなければならない。

(事業開始届)

第6条 創業資金または産業活力創造資金（新分野進出資金枠）の融資あっせんを受けた者のうち、資金使途を運転資金にしている者は、実施する事業を開始したときには、事業開始届（様式一利第7号）を30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、すでに事業を開始している場合は、融資実行日（金融機関が資金の貸付を行った日）から起算して30日以内に提出しなければならない。

(利子補給金の確定)

第7条 市長は、第4条から第6条までの提出を受けた場合には、届出等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、設備投資等の結果が融資あっせん決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、中小企業者および金融機関へ通知するものとする。

(利子補給金補助交付申請等)

第8条 市長は、融資あっせんを受けた者の申請に基づき、取扱金融機関に対して利子補給を行うこととし、その方法は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 割引方式（取扱金融機関が通常の利子から利子補給利率を割り引いて徴する方式）

(2) 後払方式（取扱金融機関が通常の利子を徴し、取扱金融機関が利子補給金を受領後に融資あっせんを受けた者に後払いする方式）

2 前項の規定にかかわらず、販路開拓費に係る利子補給の方法については後払方式によるものとする。

3 利子補給金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

4 取扱金融機関等は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、当該期間分の利子補給金について、補助交付申請を行うものとする。

(1) 上半期（4月1日から9月30日までの間における利子補給対象期間）

10月15日

(2) 下半期（10月1日から3月31日までの間における利子補給対象期間）  
3月31日

5 利子補給金の補助交付申請は、次に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 利子補給金補助交付申請書（様式一利第4号）
- (2) 資金別計算書（実績）（様式一利第5号）
- (3) 融資先別計算書（任意様式）

6 市長は、前項の交付申請が第4項各号の期限内に行われ、かつ、内容が適正であると認める場合は、利子補給金の交付決定を行うものとする。

7 前項の場合において、販路開拓費に係る利子補給金について市長が交付決定を行うことができる額は、販路開拓費の融資あっせん申請時における計画上の金額を上限とし、当該販路開拓費の融資の実行後に第4条の事業完了届等により、市が支払いの完了を確認した金額の融資が実行されたものとして算定した額とする。

8 取扱金融機関等は、補助交付決定後に、市長に対し、利子補給金の請求を行うものとする。

9 取扱金融機関等は、利子補給金の受領後1ヶ月以内に実績報告書（様式一利第6号）を提出し、利子補給の状況を報告しなければならない。  
（報告）

第9条 融資あっせんに基づく融資を受けた者は、利子補給期間にあっては、毎年度4月に、融資あっせんに基づく融資により取得し、又は効用の増加した財産を融資あっせん決定の内容およびこれに付した条件に従い利用していることについて、証明する書類を提出することにより市長に報告しなければならない。

（中止・廃止等の届出）

第10条 取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、遅滞なく、利子補給金中止（廃止）届（様式一利第8号）を提出することにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 融資を受けた者が融資に係る支払い債務の全部もしくは一部を履行

しなかった場合又は債務の履行が遅れた場合

- (2) 虚偽の申請により融資を受けたことが判明した場合
- (3) 繰り上げ償還等により返済条件が当初の約定から変更された場合
- (4) 要綱、要領に定める対象資金の要件等と異なることとなった場合
- (5) その他取扱金融機関が融資を取りやめることとなった場合

2 前項各号に掲げる事由が生じた場合の利子補給期間については、要綱別表1の規定にかかわらず、当該事由が生じた日以前において約定の元利償還が行われた日までとする。

(返還等)

第11条 要綱およびこの要領の規定に違反して融資が実行された場合、前条第1項各号に規定する事由が生じた場合その他取扱金融機関が本来請求することができない利子補給金を受領した場合は、取扱金融機関は既に受領した利子補給金の全部または一部を返還しなければならない。

(様式)

第12条 この要領の規定による手続に必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。